

令和5年 第4回

三種町選挙管理委員会議案

令和5年6月1日提出

日	時	令和5年6月1日（木）
		午前9時00分
場	所	三種町農政庁舎 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 2 1 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 2 2 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 1 3 号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 1 4 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について
 - 報告第 1 5 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について
 - 議案第 2 3 号 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の期日等について
 - 議案第 2 4 号 選挙時登録の基準日及び登録日を定めることについて（財産区）
 - 議案第 2 5 号 選挙人名簿の移替えの延期について（財産区）
 - 議案第 2 6 号 候補者届出の受付順位の決定方法について（財産区）
 - 議案第 2 7 号 投票用紙の色及び文字の色を定めることについて（財産区）
 - 議案第 2 8 号 投票所を定めることについて（財産区）
 - 議案第 2 9 号 投票所の開閉時刻を定めることについて（財産区）
 - 議案第 3 0 号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（財産区）
 - 議案第 3 1 号 開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて（財産区）
 - 議案第 3 2 号 選挙会の日時及び場所を定めることについて（財産区）
 - 議案第 3 3 号 選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（財産区）
 - 議案第 3 4 号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（財産区）
 - 議案第 3 5 号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（財産区）
 - 協議第 4 号 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙執行計画について
- 4 その他

議案第 2 1 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 5 年 6 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 新有権者登録 | 令和 5 年 6 月 1 日までに満 1 8 歳に達する者
生年月日：平成 1 7 年 4 月 1 1 日から平成 1 7 年 6 月 2 日まで
男 4 人 女 4 人 小計 8 人 |
| 2 | 転入登録 | 令和 5 年 3 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和 4 年 1 2 月 3 1 日から令和 5 年 3 月 1 日まで
男 1 1 人 女 8 人 小計 1 9 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 1 5 人 女 1 2 人 合計 2 7 人 |

議案第 2 2 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 2 8 条の規定により、令和 5 年 6 月 1 日現在において別紙の者を
選挙人名簿から抹消する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和 5 年 4 月 8 日から令和 5 年 5 月 3 1 日まで
男 3 0 人 女 2 1 人 小計 5 1 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和 5 年 1 月 3 1 日以前に三種町から転出した者
転出日：令和 4 年 1 2 月 9 日から令和 5 年 1 月 3 1 日まで
男 1 1 人 女 1 2 人 合計 2 3 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 4 1 人 女 3 3 人 合計 7 4 人 |

報告第 1 3 号

登録の移替えをした者について

令和 5 年 6 月 1 日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

令和 5 年 3 月 7 日から令和 5 年 5 月 3 1 日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男	1 4 人	女	2 6 人	合計	4 0 人
---	-------	---	-------	----	-------

報告第 1 4 号

選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について

地方自治法第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の
総数の 5 0 分の 1 の数は 2 7 0 である。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

参 考

第 7 4 条第 1 項 条例の改廃請求

第 7 5 条第 1 項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 15 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項及び第 81 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 4, 494 である。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

参 考

第 76 条第 1 項 議会の解散請求

第 80 条第 1 項 議員の解職請求

第 81 条第 1 項 長の解職請求

地教組第 8 条第 1 項 教育委員の解職請求

議案第 2 3 号

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の期日等について

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙を次のとおり行うものとし、その期日を
令和 5 年 8 月 2 9 日に告示する。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

選 挙 期 日 令和 5 年 9 月 3 日

議案第23号関連資料

○地方自治法（抄）

第296条 財産区の議会の議員の定数、任期、選挙権、被選挙権及び選挙人名簿に関する事項は、（中略）条例中にこれを規定しなければならない。
（以下略）

○三種町下岩川財産区議会条例（抄）

（選挙権）

第4条 三種町の議会の議員の選挙権を有する者で引き続き3箇月以上区の区域内に住所を有する者は、区の議会の議員の選挙権を有する。

（被選挙権）

第5条 区の議会の議員の選挙権を有する者で、年齢満25年以上の者は、区の議会の議員の被選挙権を有する。

（選挙人名簿）

第6条 区の議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿は、三種町の議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿中区の区域を区域として調製した選挙人名簿（中略）及び第7条の規定に基づいて調製した区の選挙時登録選挙人名簿とする。

（区の選挙時登録選挙人名簿の調製等）

第7条 三種町の選挙管理委員会（中略）は、区の議会の議員の選挙（中略）を行う場合においては、区の選挙時登録選挙人名簿を調製し、選挙人名簿に登録されていない者のうち、区の議会の議員の選挙権を有する者で三種町の議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿の被登録資格を有する者（住民基本台帳に記録されている住所が引き続き3箇月以上財産区の区域内にない者を除く。）を登録しなければならない。

- 2 選挙管理委員は、前項の規定による登録を行う場合には、あらかじめ被登録資格の決定となる日及び登録を行う日を定めて告示しなければならない。
- 3 区の選挙時登録選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。
- 4 区の選挙時登録選挙人名簿は、投票区ごとに編成しなければならない。

議案第 2 4 号

選挙時登録の基準日及び登録日を定めることについて（財産区）

令和 5 年 9 月 3 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法第 2 2 条第 3 項に基づく選挙人名簿への被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

1 被登録資格の決定の基準となる日

令和 5 年 8 月 2 8 日（月）

（ただし年齢については令和 5 年 9 月 4 日）

2 登録を行う日 令和 5 年 8 月 2 8 日

議案第 25 号

選挙人名簿の移替えの延期について（財産区）

公職選挙法施行令第 17 条ただし書により三種町下岩川財産区の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

移替えを延期する期間

令和 5 年 8 月 8 日（火）から令和 5 年 9 月 3 日（日）まで

議案第 26 号

候補者届出の受付順位の決定方法について（財産区）

令和 5 年 9 月 3 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における立候補届出の受付順位は、選挙の期日の告示日の午前 8 時 30 分現在において、三種町山本地域拠点センター 1 階洋室に到着している者に限り、くじでその順位を定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

議案第 27 号

投票用紙の色及び文字の色を定めることについて（財産区）

令和 5 年 9 月 3 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における投票用紙の色及び文字の色を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙	投票用紙の色	白
	投票用紙の文字の色	黒

議案第 28 号

投票所を定めることについて（財産区）

令和 5 年 9 月 3 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

投票区	投 票 所	所 在 地
長 面	すいらんの館	三種町下岩川字長面谷地 3 9 番地 2
達 子	達子集落生活改善センター	三種町下岩川字達子 1 7 0 番地 1

議案第 29 号

投票所の開閉時刻を定めることについて（財産区）

令和 5 年 9 月 3 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における各投票所の開閉時刻を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

開く時刻を 2 時間繰り下げ、閉じる時刻を 3 時間繰り上げる。

投票の時間 自 午前 9 時 0 0 分 至 午後 5 時 0 0 分

議案第 3 0 号

期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（財産区）

令和 5 年 9 月 3 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

1 期日前投票を行う場所

三種町森岳字町尻 3 5 番地 三種町山本地域拠点センター

2 期日前投票所を設置する期間

令和 5 年 8 月 3 0 日（水）から令和 5 年 9 月 2 日（土）まで
午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで

3 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室
令和 5 年 8 月 3 0 日（水）から令和 5 年 9 月 2 日（土）まで
午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで

議案第 3 1 号

開票の事務と選挙会の事務を併せて行うことについて（財産区）

令和 5 年 9 月 3 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙において、選挙会の区域と開票区の区域が同一であることから、公職選挙法第 7 9 条第 1 項の規定により、その開票の事務と選挙会の事務を併せて行う。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

議案第 3 2 号

選挙会の日時及び場所を定めることについて（財産区）

令和 5 年 9 月 3 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

1 投票を行う場合

- （１）選挙会の日時 令和 5 年 9 月 3 日（日）午後 6 時開始
- （２）選挙会の場所 三種町下岩川字長面谷地 3 9 番地 2
すいらんの館

2 投票を行わない場合

- （１）選挙会の日時 令和 5 年 9 月 3 日（日）午前 1 0 時開始
- （２）選挙会の場所 三種町下岩川字長面谷地 3 9 番地 2
すいらんの館

議案第 33 号

選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（財産区）

令和 5 年 9 月 3 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

1 日 時 令和 5 年 8 月 31 日（木） 午後 5 時 30 分

2 場 所 三種町鶉川字岩谷子 8 番地 三種町役場 2 階会議室

議案第 3 4 号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（財産区）

令和 5 年 9 月 3 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙において、公職選挙法第 1 7 5 条第 3 項の規定により行う、投票記載所に掲示する氏名等の掲示の順序を定めるくじの日時及び場所を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

1 日 時 令和 5 年 8 月 2 9 日（火） 午後 5 時 3 0 分

2 場 所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町役場 2 階会議室

議案第 35 号

不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（財産区）

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項及び第 59 条の 4 第 4 項の規定により、令和 5 年 9 月 3 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

郵便により発送できる日 令和 5 年 8 月 27 日（日）

協議第 4 号

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙執行計画について

令和 5 年 9 月 3 日執行の三種町下岩川財産区議会議員一般選挙執行計画について、別紙のとおり定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

【今後の日程について】

8月28日（月） 第5回選挙管理委員会

（下岩川財産区選挙時登録）

午前9時 場所：三種町役場 第1会議室

9月 1日（金） 第6回選挙管理委員会（定時登録）

午前9時 場所：三種町役場 第1会議室

9月 2日（土） 第7回選挙管理委員会 ※投票の場合のみ開催

（下岩川財産区選挙時抹消）

午前9時 場所：三種町役場 第1会議室

9月 3日（日） 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙 投・開票日
選挙会の開催

投票の場合 午後 6時 すいらんの館

無投票の場合 午前10時 すいらんの館（委員長のみ）